

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第39号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(省エネルギー性能の表示等) 第67条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>ア 多段階評価点</u>（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1-1イに掲げる<u>多段階評価点</u>をいう。）</p> <p><u>イ～オ</u> 略</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(省エネルギー性能の表示等) 第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) エアコンディショナー</p> <p><u>ア 表示の作成年度</u></p> <p><u>イ 多段階評価</u>（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1-1イに掲げる<u>多段階評価</u>をいう。）</p> <p><u>ウ～カ</u> 略</p> <p>(2)～(9) 略</p>

附 則

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- 改正後の第67条第1号の規定によって行うべき表示は、令和5年9月30日までは、なお従前の例によることができる。